

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月15日（金）午後1時35分から午後4時22分

2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室

3. 出席委員（14名）

農業委員 7名

推進委員 7名

4. 欠席委員（1名）

農業委員 1名

5. 議事日程

日程1 開会

日程2 会長挨拶

日程3 諸般事情報告

日程4 議事録署名委員の指名について

日程5 議第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程6 議第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程7 議第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程8 議第8号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程9 議第9号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程10 議第10号 山江村農用地利用集積計画（第2次）に対する意見決定について

日程11 議第11号 山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について

日程12 議第12号 令和6年度山江村農作業標準賃金の承認について

日程13 その他

日程14 今後の行事

日程15 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

## 7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和6年3月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

ないようですので、次に進めていきたいと思っております。それでは、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は2番会長職務代理者、3番農業委員にお願いいたします。次に日程5、議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第5号について説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。今回の合意解約は個別案件のですね、合計5件、17筆でございます。今回、解約の申請人が同一でありますので、一括案件として提案し、説明を行います。まず、1件目。2ページから3ページまでが解約通知書と解約申出書の写しでございます。(申請地所在について説明)。4ページに地籍図を添付しております。後ほど農用地利用集積等促進計画の議案で上がってきますので、場所の説明につきましては省略いたま

す。

2 件目、5 ページから 6 ページまでが、解約通知書と解約申出書等の写しでございます。(申請地所在について説明)。7 ページに地籍図を添付しております。

3 件目、8 ページから 9 ページまでが、解約通知書と解約申出書の写しです。(申請地所在について説明)。10 ページに地籍図を添付しております。

4 件目：11 ページから 12 ページまでが、解約通知書と解約申出書の写しです。(申請地所在について説明)。13 ページに地籍図を添付しております。

5 件目：14 ページから 15 ページまでが、解約通知書と解約申出書等の写しでございます。(申請地所在について説明)。16 ページから 17 ページに地籍図を添付しております。全合計 5 件 17 筆 32,422 ㎡でございます。解約の目的は、新たな受け手との調整の結果となっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

〇〇推進委員

これはまた後から出てくるんですね。

事務局長

はい。今回の案件につきましては、ちょっと場所等の説明はしておりませんが、後の方で全部上がってまいりますので、その時に説明をいたしたいと思います。

〇〇推進委員

わかりました。

議長

質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第5号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第6号について説明をいたします。総会資料の18ページをお開きください。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。19ページから20ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。21ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。今回の解約の目的でございますけれども、貸し手本人がですね、今後自作することとなったためでございます。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

〇〇推進委員 ここは、畑で書いてありますけれども、樹園地ですよ。

事務局長 はい。樹園地、栗園になってます。ただ、地目が畑となっておりますので、一応、登記上畑ということしております。今、言われるとお栗がおわっているので樹園地ではあると思っています。

議長 はい。どうぞ。〇〇委員。

〇〇推進委員 あの、現在、栗が40～50本植えてあるんですけど、ここは貸し手の方か、どちらが植えてあるんですかね。その、貸し手と借り手の。前、担当したもんでから。

事務局長 植えた方ですか。貸し手の方が植えられてるんじゃないかと思うんですけど。結局、貸し手の人が栗園を貸して、その管理と言いますか、賃貸借でされてたと思うんですけど、今度は自作されるということですので、後の人が植えとけばですね、ちょっと、いろいろ問題になるかなとは思いますが、間違いなく貸し手の方が植えられたんだと思います。

〇〇推進委員 最初の契約の時には、その親父やったですもんね。確か。

事務局長 はい。お父さんです。ちょっとそこまた確認してみます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員の方もありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第6号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程7、議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第7号について説明をいたします。総会資料の22ページをお開きください。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。23ページから24ページまでが解約通知書と解約申出書の写しでございます。(申請地所在について説明)。25ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、先程と同じく、貸し手本人がですね自己管理をするためということになっております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第7号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程8、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第8号について説明をいたします。総会資料の26ページをお開きください。議第8号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め、令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。27ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請人の氏名等につきましては、譲渡人が〇区の方、譲受人は〇区の方でありまして、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が125㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。28ページが申請書の写しでございます。29ページから30ページにかけまして地籍図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、31ページの調査書のとおりとなっておりますのでご確認ください。なお、現地調査につきましては、譲受人、担当農業委員と担当推進委員と共に3月5日に行っております。

以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、補足説明をいたします。(場所について説明)。現在は飼料作物を作付け管理してあります。これからは、前件者と同じく受け手の方、耕作者の方にこれからもお願いしたいというようなことをごさいます。問題はないと思いますので、慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

はい。続きまして、同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑ございませんか。

議長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

ここは、親子関係ですかね。というのが、金額が〇円になってますので。

議長

事務局から。

事務局長

はい。それでは説明をいたします。まず、この譲渡人、譲受人の方は親子関係ではございません。まずですね、どうしてこういう形になったかと言いますと、場所は〇〇の中の土地になっておりまして、以前からですね、譲渡人の方が譲受人のお父さんの方に土地を貸してたということでありました。ずっと貸して飼料作物等を作られていたという話を聞いております。ただ、ずっと貸している間にですね、この譲渡人の方が高齢ということもありまして、それと、この〇〇にはこの1筆しか持ってないということで、今後ですね、譲る場合には、譲受人のお父さんの方にですね譲りたいという意向があったようです。話ではですね。譲受人のお父さんの方も亡くなられておりまして、今回は息子さんの方に譲るということになっておりますが、金額についてはですね、面積等も小さいし、ずっと貸していたのでお金の発生はしないということでですね、話をされて今回の金額になっております。それと、もう一つですね補足ですね説明させていただきたいと思っておりますけれども、今回、譲渡人の方

は申請後に亡くなっておられます。実をいいますとですね。事務局としても、今回、譲渡人の方が亡くなられておまして、今日の総会までに日にちがありましたので、それは案件として大丈夫なのかと県の方に確認をしましたけれども、県の意向とすると譲渡人の方が亡くなる前に申請がされておりますので、それは対象になると。その後の相続関係で、その家族の方が同意と言いますか、確認がとればそのままの案件であげてよろしいということをございましたので今回の案件につきましては申請に基づいて出したということになっております。先般、この譲渡人の方の娘さんも役場に来られましたので私の方からもこの案件については間違いはないですかということをござ確認をしましたところ、それは間違いはないということをございましたので今日の案件として上げたところをございます。以上をございます。

議長

6番農業委員、よろしいでしょうか。

6番農業委員

はい。

議長

他に意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第8号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程9、議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第9号についてご説明いたします。総会資料の32ページをお開きください。議第9号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。33ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇〇市の企業の方、譲受人は〇区の方でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっておりますのでご確認ください。総面積が133㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。34ページが申請書の写しでございます。35ページから36ページに地図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、37ページの調査書のとおりとなっておりますのでご確認ください。なお、現地調査につきましては、譲受人及び譲渡人、会長と担当推進委員と共に3月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

議長

3月5日午前11時45分頃より譲渡人の方、譲受人の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。35ページの地図(場所について説明)。この場所には〇〇が立っておりまして、その〇〇が10メートルほど左の方に移設する計画がありました。そういうことで平成〇〇年に譲渡人の方が〇〇を建てるということで購入されましたが、その移転計画が白紙状態になり、今回また元の所有者にその土地が戻るということでありまして、慎重な審議をよろしく願います。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

7番農業委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

7番農業委員

総額の件ですけど。今、書いてある金額の34ページの方は10アール当たりの金額で書いてあるんですけど、どういうふうに捉えればいいのか。この面積に対してこの金額ですか。

事務局長

はい。それでは説明いたします。34ページの数額、それと今言われました33ページの数額ですね。総額の数額と同じということでございますけれども、申請書に書いてある金額はですね、ちょっと間違っているというのが本当のことなんですけれども、金額が反当り〇〇円ということになっております。その10分の1ということになっておりますので、ここは間違っております。ここは総額を入れてきておられますけれども反当りは〇〇円という形でなっておりますのでございます。

議長

よろしいですか。

7番農業委員

はい。大丈夫です。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第9号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程10、議第10号「山江村農用地利用集積計画(第2次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第10号について説明をいたします。総会資料の38ページをお開きください。議第10号「山江村農用地利用集積計画(第2次)に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画(第2次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。39ページから40ページが意見書の写し。41ページが総括表となっております。42ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は5年から10年、公社と借り手も5年から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご確認ください。なお、案件は7件でございます、総面積は9,728㎡でございます。44ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、42ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて43ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは、新規設定が1件でございます。案件の総面積が797㎡でございます。合計の8件、10,525㎡が今回の集積となります。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の45ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。46ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。48ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。49ページから50ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。3月5日ですね午後1時55分から現地調査に行ってきました。立会いされた方は貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5人です。(場所について説明)。ここはですね、借り手の方は田んぼを作られていまして、去年とかも借りられ

ていたそうです。貸し手の方の体調が良くないということで、作って欲しいということで今回契約を交わすということでした。50ページを見てもらうと分かると思いますけれども、綺麗にされています。今後もしっかり管理されていかれると思いますので大丈夫とは思いますが。審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございませぬ。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明いたします。総会資料の51ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。52ページをご覧ください。(場所について説明)。期間は、貸し手と公社は5年。賃借料の支払いにつ

きましては記載のとおりでございます。54ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。55ページから56ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。3月5日ですね、13時30分より、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で立会いをしてきました。(場所について説明)。56ページを見てもらうと以前まで耕作されていた方はもうしていないということで、隣で今回借り手の方が〇〇をされているので、その人が作ることになったそうです。今年は飼料稲をされると。来年はまた〇〇をやっていくというような話をされていました。問題はないと思います。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件3筆分について説明をいたします。総会資料の57ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して同じく〇区の方でございます。58ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。69ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますので、左側の項番でいきますと1、2、3までの分が今回になっておりますのでご確認をお願いいたします。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。また返っていただいて59ページから60ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をさせていただきます。3月5日午前10時55分より出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。場所は59ページを見ていただければ分かると思いますが、(場所について説明)。現在は受け手の方が〇〇を作付けされており綺麗に管理されています。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

7番農業委員 はい。いいですか。

議長 はい。7番農業委員。

7番農業委員 番地ですね、〇〇〇であると思うんですけど。これが緑の部分は土手ということでよろしいでしょうか。

事務局長 はい。ここはですね土手と言いますか、60ページの写真でいきますと、土手とちょっと木が被ってるというようなことで現地では確認をきてきてます。

7番農業委員 耕作はされてないということですね。

事務局長 はい。そこはしてないですね。

7番農業委員 はい。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。

総会資料の61ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係ります申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。62ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。69ページが先程言いましたとおり賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでご確認をお願いします。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。63ページから64ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当の山田委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、補足説明をいたします。3月5日午前10時40分から出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は〇〇を作付けされています。これからも〇〇を作付けし管理していきますとのことでした。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。

新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

では、ここで休憩をいたします。40分から再開とします。

(休憩) 14時30分

(再開) 14時40分

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明をいたします。総会資料の 65 ページをお開きください。賃借権の新規設定に係ります申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。66 ページをお開きください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は 10 年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。69 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は 10 年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。67 ページ、68 ページとなっておりますけれども、一つ前の案件の隣の土地となっております。地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに 3 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、説明いたします。3 月 5 日 10 時 40 分くらいから出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の 5 名で現地調査を行いました。場所は先程も言われましたとおり、先程の案件の一角となっております。現在は〇〇が作付けされています。これからも〇〇を作付けし、管理していきますとのことでした。問題はないと思っておりますが慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員 すみません。参考までに。

議長 はい。〇〇委員。

4番農業委員 ここはまだ相続が済んでいないということによかったですかね。前の案件ですけど。

事務局長 前の案件は、息子さん。今の案件はお父さんということで、今、言われたとおり未相続。登記が済んでないということでもありますので、別々の案件として上がってきておるということになります。

4番農業委員 はい。ありがとうございました。

議長 はい。よろしいですか。

4番農業委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の70ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方及び〇区の方でございます。71ページをお開きください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。76ページから77ページまでは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。返っていただいて72ページから75ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。3月5日午前10時30分から、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は〇〇が作付けされており、綺麗に管理されています。これからも〇〇を作付けし管理していきますとのことでした。問題はないと思いますが、慎重な審議をお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員 すみません。一つ。

議長 はい。〇〇委員。

〇〇推進委員 72ページの右側の下の方に書いてある賃貸人と書いてあるところは賃借人でしょうか。公社のところと〇〇さんですかね。賃貸となりますけど。

事務局長 これは間違いです。すみません。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の新規設定1件4筆分について説明をいたします。総会資料の78ページをお開きください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手も〇区の方でございます。79ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。80ページから81ページまでに地籍図・現況写真を、82ページに調査書を添付しておりますのでご覧ください。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。3月5日午前10時55分より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は受け手の方が〇〇を作付けされており、綺麗に管理されております。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件4筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件4筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程11、議第11号「山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第11号について説明をいたします。総会資料の83ページをお開きください。議第11号「山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年3月15日提出、山江村農業委員会会長。84ページから85ページが意見書の写しを添付しております。それから、86ページが総括表となっております。87ページから88ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますけれども、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は5年から10年、公社と借り手が3年1ヶ月から9年の契約となっており、今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は7件で総面積は33,353㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分設定に係ります、1件5筆分について説明をいたします。この件につきましては、先ほど合意解約の案件がございましたけれども、今回は再配分ということで上がってきておりますので、その件で提案をするところでございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方2名、それから、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。89ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでご確認をお願いします。（申請地所在について説明）。期間は公社と借り手は8.7ヶ月。それから賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。90ページから93ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当地区担当農業委員と担当推進委員及び担当農業委員と担当推進委員とともに、それぞれ3月5日に行っているところでございます。この案件についてはですね、先ほど言いましたとおり合意解約があった案件でございます。この合意解約の案件につきましては、今回の新たに受け手となられる方は元々、借りられたところが〇〇、今回借りられるところが〇〇というこ

とで、同じ系列の会社の方でですね農業分野を分けたということがございますので、大元の経営は変わらないんでございますけれども、〇〇化になったことに伴いまして、そちらの方に移すというような案件でございます。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、まずは担当農業委員から。その後、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

A地区担当農業委員

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私の方から補足説明をさせていただきます。午前9時55分より受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は栗を作付けされており、これからは栗栽培をして管理をしていくというようなことございました。問題はないと思いますが、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

B地区担当農業委員

それでは、私の方から説明いたします。3月5日午前8時50分より、受け手の方、事務局長、私と担当推進委員4名で行いました。(場所について説明)。この93ページの中に苗を作付けしてありました。これからは栗をしていくということでした。問題はないと思いますので、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いましたA地区担当推進委員、B地区担当推進委員から何かありませんでしょうか。

A地区推進委員

ありません。

B地区推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定 1 件 5 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 5 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再配分設定 1 件 3 筆分について事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、賃借権の再配分設定 1 件 3 筆分について説明をいたします。賃借権の再配分設定に係ります申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介しまして、先ほどと同じ〇〇村の方でございます。94 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでご確認ください。(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は3.9ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。95 ページから96 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っておりますが、先ほど地目を畑と言いましたけれども、利用状況はですね、樹園地として栗園の方をされているということになっております。。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から。補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。私から説明いたします。3月5日9時10分より、事務局長、受け手の方、私と担当推進委員4名で行ってまいりました。(場所について説明)。昨年も栗の収穫を〇トンばかりされたということでしたので問題はないかと思えます。慎重審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

すみません。96ページの写真でですね、①の方ですけれども、ちょっと赤の線でですね道沿いを囲っていると言いますか、なってるんですけれども上の方の赤い線ですね、ちょっと栗の枝が引っかかっているというふうにしていますが、ここはですね地籍図と言いますか、黄色の図面のとおりですね、奥の方が相当、これで見るとちっちゃく見えるんですけれども、奥の方に相当ですね広くあります。ただ写真の撮り方でですね、前から撮りましたので非常に狭くなってるような感じがするんですけれども、実際は奥の方に広い土地になっておりますので、補足で説明させていただきます。

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再配分設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の再配分設定1件4筆分についてご説明をいたします。賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介しまして、先ほどから同じ方でありまして、〇〇村の方でございます。97ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでお開きください。(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は8年10ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。98ページから100ペ

一ジまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。3月5日午前10時頃より、立会いを行っております。立会いには借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で行っております。(場所について説明)。会社の内容としましては、先ほど事務局長がおっしゃったとおりではありますが、99ページの写真を見ていただくと、少々荒れております。今後の動き方といいますか、やり方も注意しながら見ていかなきゃならないのかなと感じております。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

事務局長

事務局から補足をさせていただきます。今、担当農業委員の方からですね99ページについてはちょっと荒れているということで説明がありました。私の方もですね、現地を一緒に見ましてやっぱり荒れてたんですけれども、借り手の方と話をさせていただいて、今後はちゃんと管理をするという話をしておりますので、先ほど注意をしていくということでございますけれども、相手方としてはですね今後ちょっと手を入れたいということでございますので綺麗に管理をされるんではないかと思っております。以上でございます。

議長

再度、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

〇〇推進委員

一つだけ。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

ここは荒地ですけど、栗畑を前回のやつはされてたと思うんですけど、同じようなやつをされるということは樹園地になっていくということ

で。そこは将来的には分からないということですか。

事務局長

まずはですね、今、荒れてるところもなんですけど100ページの畑というところでもあるんですが、ここも今のところ何もされてません。借りられてる方は当初はですね野菜か何かということだったと思います。ちょっと〇〇さんの方でしたので当初はだったろうと思うんですけども、今言われたとおり後の〇〇さんはどっちかというと栗に特化されたですね作物を今後していきたいと、というような意向があります。ただ、この100ページのところについては貸主さんの方と話を今後進めていきたいということと言われておりますけれども、若干、貸主さんの方がですね、ちょっと栗はあんまり本当じゃないなということだそうです。今のところ。ただ、ちょっとまだ交渉の余地はあるということでしたので、今後、交渉はしていきたいというようなことと、先ほど言われました99ページの写真のところについても、ちょっとまだ耕作の中身がはっきりしていないということで、とりあえず〇〇の方から引き継いだので今回そのまま管理をしていきたいということでしたので、またちょっと今後ですね、担当農業委員が言われましたけれども、注意をしていかなきゃなというふうには思っているところではありまして、貸主さんとの話し合いの方もですね進んでいくのではないかというふうには思っているところがございます。

〇〇推進委員

ありがとうございました。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件4筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分設定1件4筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再配分設定 1 件 2 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の再配分設定 1 件 2 筆分について説明をいたします。賃借権の再配分設定に係ります申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して先ほどと同じ〇〇村の方でございます。101 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでお開きください。(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は9年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。102 ページから103 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは、補足説明をいたします。3月5日午前9時50分より、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)①の方から説明をいたしますが、現在は耕うんをしてあり、綺麗に整備はしてあるんですけども、これからはここに栗を定植し栗栽培をしていきたいというようなことございました。右の方でございますけれども、現在は一棟のハウスの中に〇〇栽培をしてあるわけでございますけれども、これからは二棟、三棟と増やし、〇〇栽培をしながら管理をしていきたいというようなことだったと思います。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再配分設定 1 件 3 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の再配分設定 1 件 3 筆分について説明をいたします。賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介しまして先ほどと同じ〇〇村の方でございます。104 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでお開きください。(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は3年1ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。105 ページから106 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは、説明が終わりましたので、私の方から補足説明をいたします。3月5日午前9時40分より、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は栗の苗を定植されています。これからは栗栽培をしながら管理していくということでございました。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。



のあたりもですね管理しながら今後やっぱりどうしてもですね、土地の売買については本人さん達の合意の元に行われていくことも考えられますので、そういうのも出てくるかとは思っているところではございません。以上でございます。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、再配分設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再配分設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 15時20分

議長 それでは、説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の再配分設定1件1筆分について説明をいたします。

賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が農業公社を介して〇〇村の方でございます。107ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますのでお開きください。(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。108ページから109ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに3月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。3月5日午後1時40分頃から、貸し手の方は欠席をされました。借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。(場所について説明)。以前はここで飼料米を作られていたということですが、今年より借り手の方で米を耕作されるということになります。借り手の方は農事組合法人の方ですので問題はないというふうに思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 15時26分

議長

はい。再度休憩したいと思います。時間を 15 時 40 分より再開したいと思います。

(休憩) 15時30分

(再開) 15時40分

議長

次に日程 12「議第 12 号令和 6 年度山江村農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、議第 12 号について説明をいたします。総会資料の 110 ページをお開きください。議第 12 号「令和 6 年度山江村農作業賃金の承認について」令和 6 年度山江村農作業標準賃金の承認について審議を求める。令和 6 年 3 月 15 日提出、山江村農業委員会会長。続きまして 111 ページをご覧ください。令和 6 年度山江村農作業標準賃金表の(改訂版)を添付しております。この農作業標準賃金につきましては、毎年見直しを行っているものであり、下球磨地域農業振興協議会幹事会の会議において協議された基準額をもとに各市町村の農業委員会で決定をし公表をしております。この下球磨地域農業振興協議会とはですね、人吉市、それから球磨村、山江村の三市村でございます。今回、令和元年の大幅な見直しからそこまで時間が経ってないということでございまして、先ほど言いましたように協議会としましてはですね、全体的な見直しは行わないとしたこととございまして、112 ページにあります熊本県の最低賃金に合わせまして、作業人夫賃金を上げております。また、荒代の項目がありませんでしたので、そこを 3,000 円として追加をしております。以上が今回提案についての審議をいただきます内容でございますのでよろしくお願いいたします。先ほど言いました荒代の 3,000 円につきましては、あとの 2 つの試算につきましては、この金額がございましたので入れさせていただいております。その 111 ページの荒代といいますが、6 年度の標準賃金の 7,190 円というのが今回 112 ページの最低賃金が昨年の 10 月 8 日からですね 898 円に引き上げられておりますので、それを緩和した金額、それからまた荒起こしの 3,000 円、それから、その下の春田耕から荒代・植代の種別のところに文字を入れさせていただいております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。どなたでも結構ですので質疑お願いいたします。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 はい。この賃金表に関してなんですけれども、この提示されてるのは消費税込なんですよね。実際、今年からインボイス制度が始まっております。インボイスを行っている業者というのは消費税を払わなきゃいけない。これ内税ですので、例えば糶摺り600円になってます。これが消費税込です。ということは実質、単純に計算できませんけれども540円くらいになります。それで消費税を払わなきゃいけない。実質、賃金が下がるということになりますよね。ですので、できれば税込で、今出ている数字にプラス10パーセントで表示できないかなと。そうでないと業者は成り立っていかないと。以上です。

事務局長 はい。10パーセントをかけないといけない事だと思います。下にですね本表は10パーセント込と別に10パーセントということですか。

6番農業委員 消費税する側としてみたら、この糶摺りでいうと600円、これから消費税を払わないといけない。国に納めないといけないんですよ。そしてその10パーセント分、今まで利益になってたのが10パーセント損する。損するという言葉もどうかと思いますけれども、国に納めなきゃいけないと。実質、手取りが下がるという。その10パーセントのおかげで。これは、どの金額も一緒なんですけれども。それがインボイス制度なんです。だから、「インボイス制度に加入してない業者はいない」と思います。それで、何とかこの賃金は避けたいなというのが実質なんです。以上です。

議長 この賃金に新たに消費税をプラスしてほしいという意見ですね。

6番農業委員 はい。そういうことです。これでは農家が、作業する人間が損をします。

〇〇推進委員 税別にすればよかつじやなかと。

事務局長 税別。

6番農業委員 今ここは税込で提出されてますので600円やったら660円で提示する

と。でないと、これで動いてる業者は損をします。

〇〇推進委員 税込を税別にして、作業賃金はこの値段で。税金プラス1割もらいますよと。

6番農業委員 人夫さんは別ですよ。

事務局長 だいたいそれは何と何の関係しとつとですかね。

6番農業委員 人夫賃以外すべてですね。

事務局長 人夫賃以外はすべて。

6番農業委員 はい。

事務局長 ここはなしですね。

6番農業委員 オペレーターもかな。人夫賃とオペレーター以外ですね。

事務局長 人夫賃とオペレーター以外。

6番農業委員 これは人件費になりますから。消費税は含めませんので、それ以外です。

〇〇推進委員 樹園地の下刈りもですたいね。

6番農業委員 下刈り。これも人夫賃ですからね。樹園地の下刈り8,000円も消費税はかかりませんので。3項目以外ですね。

議長 今回の農業委員会の意見につきましては、消費税10パーセントは抜きでという感じですね。別に提示する。

〇〇推進委員 これは令和5年度の賃金を書いてありますけど、この時の取り扱いはどうなってるんですか。

事務局長 これは、そのままです。

〇〇推進委員 別で。

事務局長 別というか、このままその数字でされてるかと思います。

6 番農業委員 今年度の10月からインボイス制度が始まってるんですよ。それに伴って消費税を払わないといけないんですよ。それ以前は消費税というのはかかってなかったんですよ。

〇〇推進委員 かかってない。

6 番農業委員 はい。全く必要なかったんです。今年度の10月から何年先までかは分からないですけど、インボイス制度に入らなきゃいけないんで。国に消費税を落とさなきゃいけないんです。それ以前は業者の方が10パーセントはもらってたんですけども。一千万以下の方はですね。一千万下限なしにインボイス制度をいなきゃいけないようになってますんで。

議長 インボイス制度に登録した人はその消費税を払わなきゃいけなくなったということですね。

6 番農業委員 はい。インボイスに加入してない業者はないと思います。以上です。

〇〇推進委員 一番下に書いてあるじゃないですか。本表は消費税10パーセント込、これを10パーセント別て書きなおせばいいんじゃないんですか。そんな手はかからんと思うんですけど。

事務局長 今の意見でよかですか。

〇〇推進委員 細かい数字を書くくらいやったら。

事務局長 今ですね、〇〇委員が言われるとおりですね、下球磨の話ではこの数字で、〇〇委員がですねインボイスの話までは出らんやったっですね。実際。出てないので、この数字でいこうということで確か出てると思います。今10パーセントをですね、ここに記載をしてしまうかですね。そうすると他の町村も全部せんぱんごとになってしまうので。それが、今からすぐできるのかどうかというのもあるし、それが4月からになるので、ちょっと今から話し合う時間もないのかなと思ってます。逆に言うと、今、〇〇委員が言われたとおり、その下の方で書いて記載で変えるのか。どっちかかなと思うんですよ。

議長 もう下の記載で変えた方がいいんじゃないかなとは思いますが。皆さんの意見があればですね。

事務局長 一番はですね、いつも言うんですけど、標準賃金ですので、先ほどか

ら言われてますとおりですね、あくまでもこの金額に下の方にも書いてありますけど、3割増減で協議してくださいと。あくまでも決定事項というよりも最終的には協議してくださいと。ただ受けられる方この金額を皆さん見ておられるのでそうなかなかできんというような意見もあるかと思います。今、言われたのがですね記載を変える事が本当にできるのかということが事務局もちょっとわかりません。下の方に別と記載したことによって、その取り扱う方々がですね、これは別になってるけん今度はこの金額になりますと書いていただくことができるのであればですね、そういうふうな取り扱いでもいいのかなというふうには思うところではございます。

4番農業委員

ちょっと教えてもらってもいいですか。

議長

どうぞ。

4番農業委員

現状の田んぼの現況によって増減でありますけど、増しは分かっですけど減額でありゆつとですか。

事務局長

どうなんですかね。特にされてる方に聞いた方が早かごたっですけど。

6番農業委員

減はないですね。

事務局長

現状であればですね、入れないというののもあつとでしょうけど、もしかすると減もあるのかもしれんなというところに入れてあるんだと思います。逆に増は書いてなくてですね。実際は、今のお話からするとなくなつとでしょうけど。

4番農業委員

もう一つお尋ねしたいんですけど、最低賃金に合わせてということですよ。7,190円。米の値段とか。使う側の意見、使われる側の意見いろいろあると思いますが、最低賃金にこだわる意味というとはあつとですかね。

事務局長

実際はないんです。ないんですけども、だからじゃあいくらなのかというところがないので、とりあえず最低賃金で動いているというのが答えだと思います。

〇〇推進委員

この、下の消費税の部分は標準賃金で書いてありますけど、何が標準かも分からないですよ。

事務局長

ちょっと時間いただければ、下球磨の方にですね意見だけでも聞いて

みます。それがすぐできるかどうか分かりませんが。

6番農業委員

山江村だけ勝手に10パーセント別で提示しますで、それでいいもんかどうかっていうのも。

事務局長

それもあります。それと数字を変えてしまってもいいのかということもあるし。そこですたいね。ただ、今から下球磨の中ではそのインボイスの消費税。実際そういう話はないので、そこまでは協議をされてないのが現状です。

議長

局長が下球磨に聞いてみますので、いろいろ意見があったらまた言ってください。

6番農業委員

これはまた、でんえんか何かに載すつとですかね。

事務局長

載せませす。

6番農業委員

それは何月。

事務局長

3月末には出しますよ。

議長

協議に入ります。

(協議) 15時58分

(再開) 16時06分

議長

審議に変えて再開いたします。

事務局長

今、下球磨の方に話をしました。最終的な結果としてですね金額の変更、他の町村も出てるので難しいだろうと。今回すぐすぐ変えるのは難しいだろうということと、もしですね、下の方の注釈で変えるので対応できないだろうかと話が出てます。今10パーセント込で書いてあるので、先程、犬童委員が言われたように別ということ、双方の話ですね、やっていただきたいと。いうところが意見になってますので、そこでしてくださいと。というような答えになりましたので一応お知らせしたいと思います。

6番農業委員

じゃあ10パーセント込じゃなくて別でやるということですか。



事務局長 荒じゃなくて、中が分かりやすかですか。どぎゃんですか会長職務代理者。

会長職務代理者 中がよかる。

事務局長 中にします。荒て書いてあつとば中にします。両方ともですね。

議長 はい。さっき局長がまとめたものでよかですか。

議長 よかですか、6番農業委員。

6番農業委員 はい。10パーセント別でということ。

事務局長 後で聞きます。何を入れた方がいいか。

議長 それでよろしいですか。

6番農業委員 はい。

議長 はい。よいということですので、それでは採決をいたします。令和6年度山江村農作業標準賃金について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程13「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、事務局より報告をいたします。総会資料の113ページをお開きください。農地利用変更届の報告でございます。(申請内容について説明)。利用変更の理由としては、数年前にですね土地を購入されておりました、地目が宅地になっていたということです。ただ、現在は既に畑として利用してきており、今後もですね宅地としての利用を考えていないと。畑地として果樹等を耕作したいということでございます。113ページから114ページまでに変更届と誓約書、115ページから116ページまでに地籍図・現況写真を、117ページに調査

書及び意見書を添付しております。現地調査につきましては、担当地区農業委員と担当推進委員とともに3月5日に行っておりまして、届け出に対しまして地目の変更が適当であると確認をしたところでございます。以上報告いたします。

議長

はい。ただいま事務局の報告説明が終わりましたが、現地調査をされた担当農業委員、及び担当推進委員から何か補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員

はい。3月5日現地の方におきまして現地確認をしております。私と担当推進委員、申請人と事務局長とで確認をいたしました。現地につきましては更地になっておりまして、なお、栗の方ですね植栽をされていたということでございます。宅地にする予定がないということでこういう状況になっておりましたので審議の方については必要ないというようなことではございましたけれども、一応農地に変更するということで報告がありましたのでご連絡だけをさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

担当推進委員からないですか。

担当推進委員

特にありません。

議長

それでは、説明が終わりましたが、他の農業委員の方、推進委員の方から何か質問がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

何もないようですので農地利用変更届の報告については、地目変更が適当であると認め、この件については、これで報告を終わります。

事務局長

「その他」について説明。  
○ホームページ用議事録について  
○活動記録簿について

議長

それでは次に、日程14「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程15「閉会」に移ります。

以上をもちまして、農業委員会 3 月期総会を閉会いたします。本日は長時間に渡り大変お疲れ様でした。

令和 6 年 3 月 15 日(金)午後 4 時 22 分

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_